

# 集合住宅等太陽熱導入促進事業 (事業用太陽熱利用システム)

## 手続の手引き

(平成26年10月10日更新)

(お問い合わせ先・申請書の提出先)

公益財団法人東京都環境公社  
東京都地球温暖化防止活動推進センター  
(愛称：クール・ネット東京)

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 東京都第二本庁舎16F

TEL：03-5388-3466

Eメール：tccca@kankyo.metro.tokyo.jp

ホームページ：<http://www.tokyo-co2down.jp/shugo/>

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）9:00～17:00

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第24条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人等の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。

東京においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

# 目次

I	はじめに	1
II	手続きについて	2
1	手続きの流れ	2
2	用語の定義	3
3	補助対象者	5
4	対象システム	7
5	補助対象経費	9
6	補助金の額	10
7	交付申請の受付期間、受付停止等	10
8	補助金の交付申請	10
9	交付申請書の提出時に必要な書類	13
10	補助金交付の条件	15
11	補助金の交付決定及び支払等	16
12	管理及び報告	16
13	自らが所有する対象システムの処分の制限	17
14	自らが所有しない対象システムの処分の制限	18
15	交付決定の取消し	18
16	補助金の返還	19
17	個人情報の取り扱い	19
III	記入例	21
	様式第1号 補助金交付申請書（兼設置完了報告書）	21
	所有者が対象システムの設置完了を証明する書類	30
	集合住宅用太陽熱利用システムの性能評価結果	31
	重要事項説明書等への記載内容	32

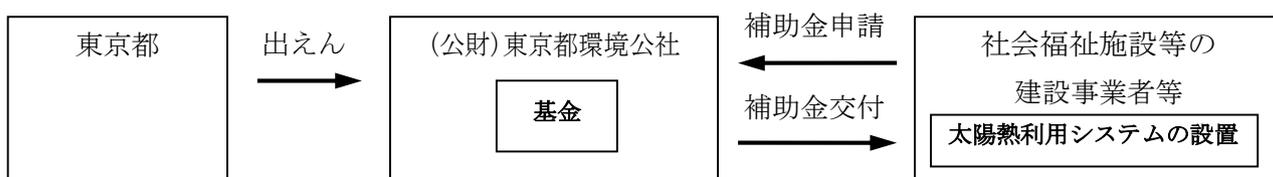
## I はじめに

### 《集合住宅等太陽熱導入促進事業(事業用太陽熱利用システム)とは》

集合住宅等太陽熱導入促進事業（事業用太陽熱利用システム）（以下「本事業」という。）とは、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が、平成26年度から平成27年度までの期間において、都内における社会福祉施設又は医療施設（以下「社会福祉施設等」という。）に太陽熱利用システムを設置する事業者に対して、その経費の一部を補助することにより、都内への太陽熱利用システムの導入拡大を進めることを目的とするものです。

この事業の実施については、集合住宅等太陽熱導入促進事業補助金交付要綱（事業用太陽熱利用システム）（以下「補助金交付要綱」という。）に基づいて行われますので、本事業に応募する事業者は、補助金交付要綱の内容を十分理解した上で、手続きを行ってください。

### 《事業スキーム》



### 《事業の流れ》

#### (1) 都の出えん金による基金造成

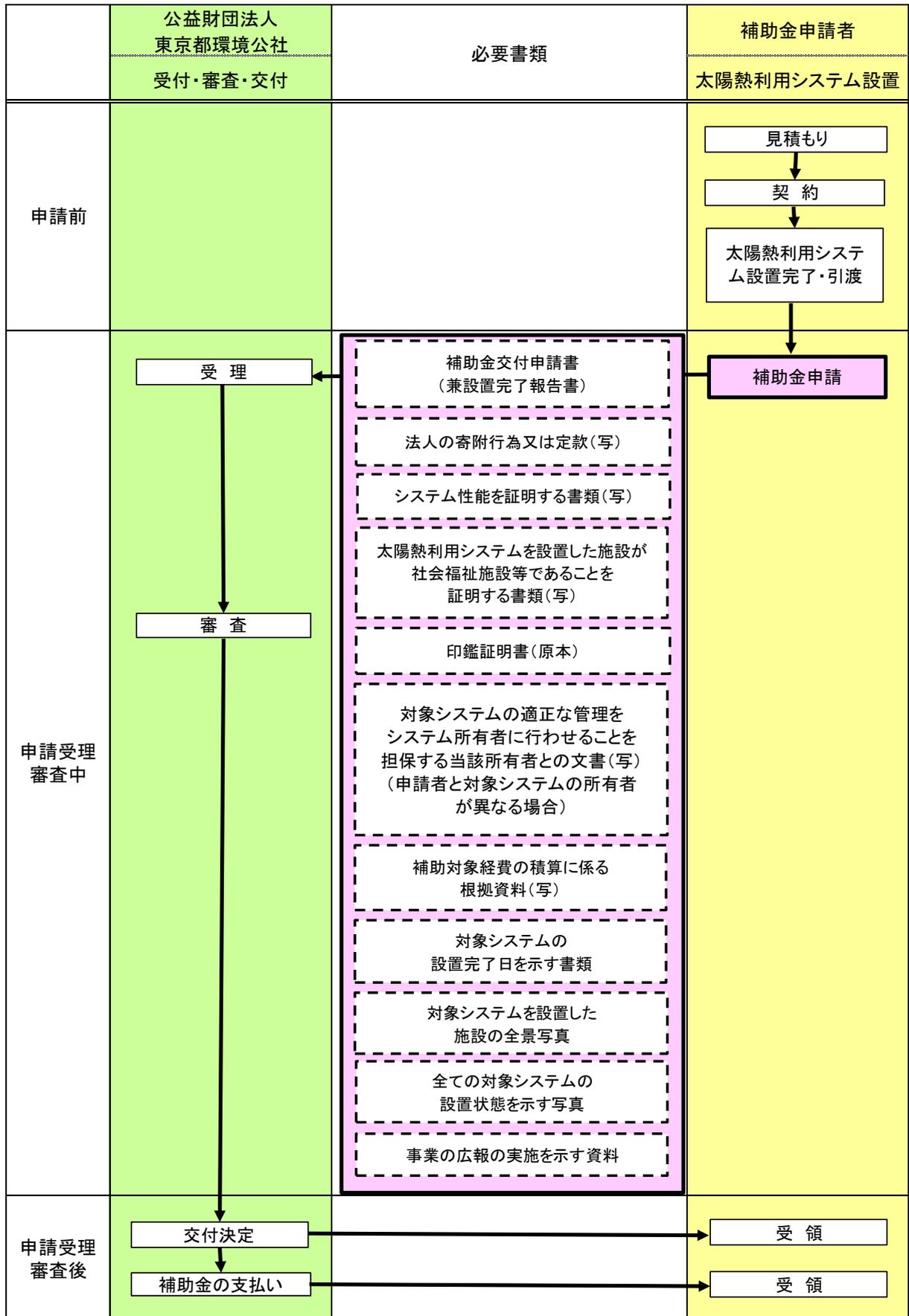
都は、本事業の原資を公益財団法人東京都環境公社に出えんし、公社は、この出えん金により基金を造成します。

#### (2) 基金を活用した補助事業

公社は、基金を原資として、社会福祉施設等に太陽熱利用システムを設置する事業者に対して、その経費の一部を補助します。

## II 手続きについて

### 1 手続きの流れ



## 2 用語の定義（補助金交付要綱第2条参照）

本事業における用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「社会福祉施設等」とは、社会福祉施設又は医療施設をいう。
- (2) 「社会福祉施設」とは、別表1-1に掲げる施設（入所定員又は利用定員が27人以下のものに限る。）をいう。
- (3) 「医療施設」とは、別表1-2に掲げる施設をいう。
- (4) 「太陽熱利用システム」とは、強制循環式ソーラーシステムその他の液体集熱式又は空気集熱式による太陽熱利用システムをいう。
- (5) 「建築主」とは、建築物に関する工事の請負契約の発注者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- (6) 「社会福祉施設等の運営者」とは、社会福祉施設等の設置者又は開設者をいう。

（別表1-1 社会福祉施設）

関連規定	施設 (関連規定の欄の規定に係るものに限る。)
1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項又は第7条第1項	(1) 障害児入所施設（福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設） (2) 乳児院 (3) 児童養護施設 (4) 児童自立支援施設 (5) 児童自立生活援助事業を行う事業所 (6) 母子生活支援施設
2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第13項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第25条第6号	(1) 宿泊型自立訓練の事業を行う事業所（宿泊型自立訓練事業所）
3 障害者総合支援法第5条第15項	(1) 共同生活援助の事業を行う事業所（グループホーム）
4 障害者総合支援法第5条第8項	(1) 短期入所の事業を行う事業所
5 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条第2項、第4項又は第5項	(1) 養護老人ホーム (2) 軽費老人ホーム (3) 老人デイサービスセンター (4) 老人短期入所施設

6 老人福祉法第29条第1項	(1) 有料老人ホーム
7 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第8項又は第8条の2第8項	(1) 通所リハビリテーションの事業を行う施設 (2) 介護予防通所リハビリテーションの事業を行う施設
8 介護保険法第8条第9項又は第8条の2第9項	(1) 短期入所生活介護の事業を行う施設 (2) 介護予防短期入所生活介護の事業を行う施設
9 介護保険法第8条第10項又は第8条の2第10項	(1) 短期入所療養介護の事業を行う施設 (2) 介護予防短期入所療養介護の事業を行う施設
10 介護保険法第8条第18項又は第8条の2第16項	(1) 小規模多機能型居宅介護拠点 (2) 介護予防小規模多機能型居宅介護拠点
11 介護保険法第8条第19項又は第8条の2第17項	(1) 認知症対応型共同生活介護の事業を行う施設 (2) 介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う施設
12 介護保険法第8条第20項	(1) 地域密着型特定施設
13 介護保険法第8条第21項	(1) 地域密着型介護老人福祉施設
14 介護保険法第8条第22項	(1) 複合型サービスの事業を行う施設
15 介護保険法第8条第24項	(1) 介護老人保健施設
16 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第2条第3項	(1) 特定民間施設
17 平成13年5月15日老発第192号厚生労働省老健局長通知	(1) 生活支援ハウス（高齢者に対して介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する施設）
18 売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条	(1) 婦人保護施設

(別表1-2 医療施設)

関連規定	施設 (関連規定の欄の規定に係るものに限る。)
1 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項	(1) 診療所
2 医療法第2条第1項	(1) 助産所

### 3 補助対象者（補助金交付要綱第3条参照）

補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当する者となります。

- (1) 都内の**新築**の社会福祉施設等に補助金交付要綱第4条に定める対象システムを設置した事業者のうち、次のア又はイに該当するもの
  - ア 建築主のうち、社会福祉施設等の建物を販売し、又は賃貸する事業を行うもの
  - イ 建築主（アに規定する建築主を除く。）から注文を受けて社会福祉施設等の建物を建設する事業を営む請負人
- (2) 都内の**既築**の社会福祉施設等に補助金交付要綱第4条に定める対象システムを設置した事業者のうち、社会福祉施設等の運営者又は社会福祉施設等の建物の所有者から注文を受けて設置したもの

\* 国及び地方公共団体は、補助金交付の対象とはなりません。

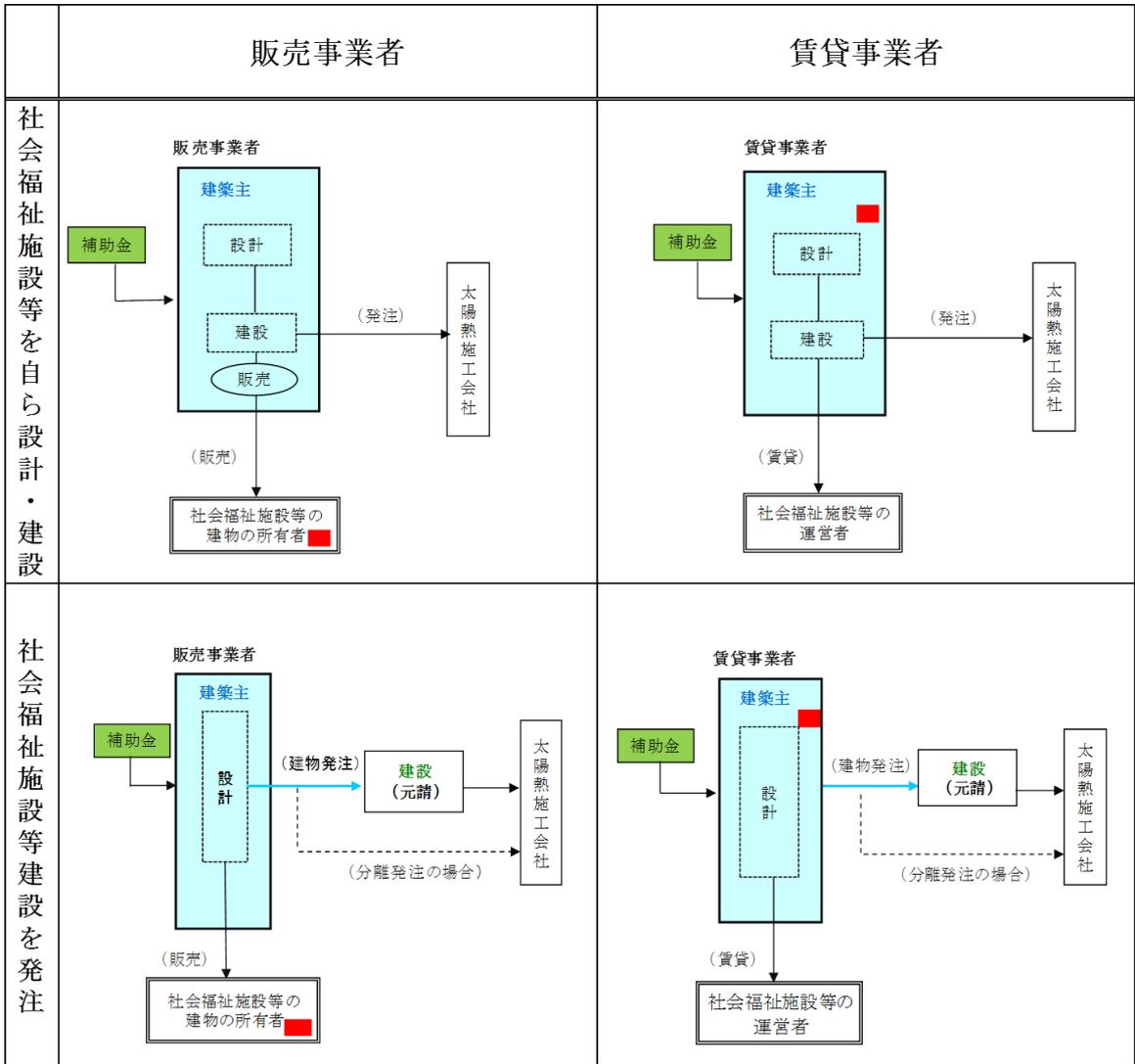
\* 2者以上の事業者が共同で事業を実施する場合には、共同で申請するものとします。  
2者以上の事業者が1つの社会福祉施設等において共同で事業を実施する場合等には、事業者の中から代表事業者を選定し、当該代表事業者のみが補助対象者となります。  
公社は、申請書類等について質問や依頼がある場合には、原則として代表事業者に連絡します。

\* 補助金交付要綱に定める手続きについて、補助対象者以外の事業者が補助金交付要綱に定める手続きを代行することを希望する場合は、公社までご相談ください。

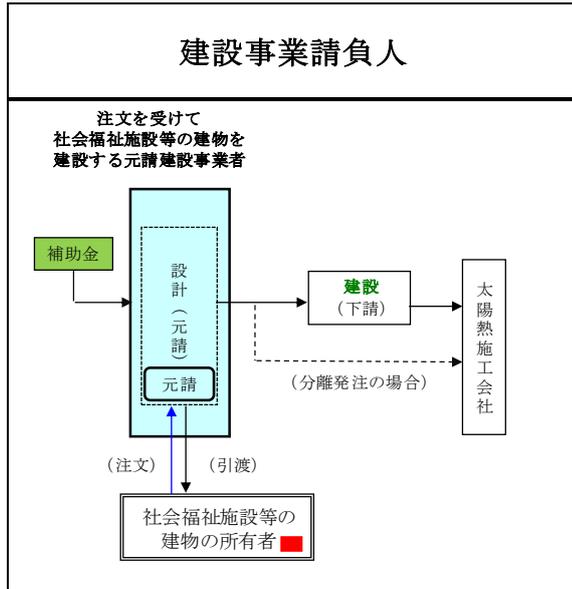
\* 補助対象者の分類図

(1) ア 建築主のうち、社会福祉施設等の建物を販売し、又は賃貸する事業を行うもの

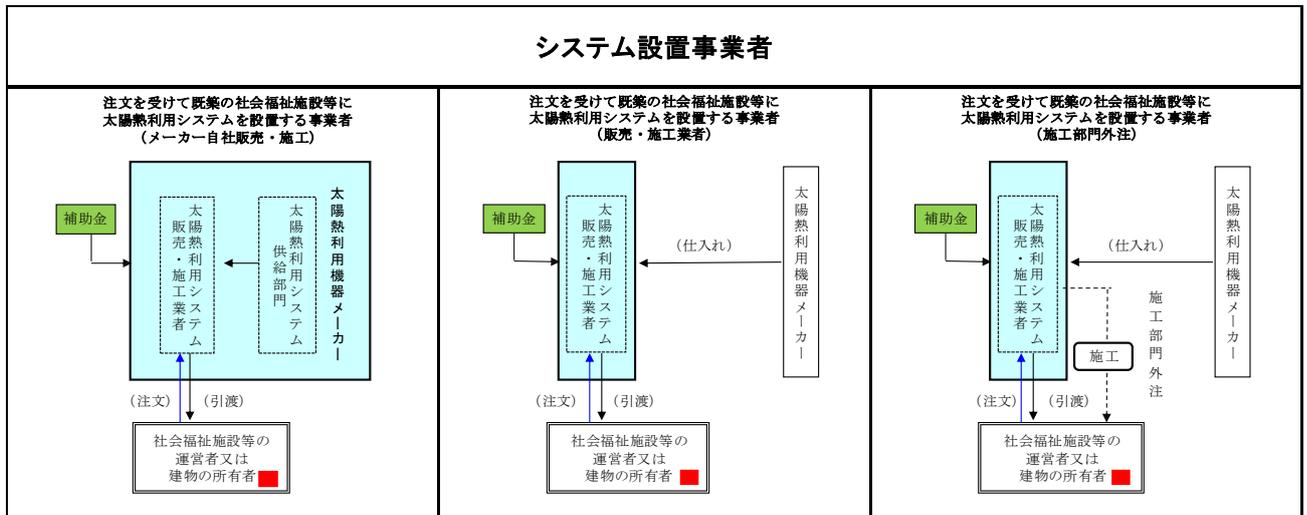
■ 太陽熱利用システムの所有者  
 □ 補助対象者



イ 建築主から注文を受けて社会福祉施設等の建物を建設する事業を営む請負人



(2) 都内の既築の社会福祉施設等に補助金交付要綱第4条に定める対象システムを設置した事業者のうち、社会福祉施設等の運営者又は社会福祉施設等の建物の所有者から注文を受けて設置したもの



\* リース契約による設置は、補助金交付の対象とはなりません。

#### 4 対象システム (補助金交付要綱第4条参照)

補助金の交付対象となる太陽熱利用システム(以下「対象システム」という。)は、次の要件に適合したものです。

(1) 都内の社会福祉施設等に新規に設置されたものであること。

- (2) 社会福祉施設等の事業の用に供する部分に太陽熱利用システムにより発生した熱の供給が行われていること。
- (3) 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（ＢＬ部品）認定を受けたものであること又は日本工業規格に規定する太陽集熱器の基準相当の性能を持つもので、公益財団法人東京都環境公社理事長（以下「理事長」という。）が認めるものであること。
- (4) 太陽熱利用システムにより発生した熱を給湯に利用する場合にあつては、液体集熱式のうち、自然循環式かつ直接集熱方式によるものでないこと。
- (5) 1の社会福祉施設等において導入される太陽熱利用システムを構成する集熱器（以下「集熱器」という。）の面積が4㎡以上であること。
- (6) 集合住宅等太陽熱導入促進事業（住宅用太陽熱利用システム）の補助を受けていないこと。
- (7) 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの期間に設置が完了したものであること。
- (8) 未使用品であること。

\* 補助対象となる社会福祉施設等が、その他の施設等と同一の建物内に併設されている場合には、補助対象となる社会福祉施設等の事業の用に供する部分に発生した熱の供給を行っている太陽熱利用システムについて補助対象となります。

例： 定員27名のデイサービス施設が定員60名の特別養護老人ホームに併設されている場合、デイサービス利用者が利用する入浴施設に発生した熱を供給している太陽熱利用システムについてのみ補助対象となります。

\* 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（ＢＬ部品）認定を受けたものであること又は日本工業規格に規定する太陽集熱器の基準（ＪＩＳＡ４１１２）相当の性能を持つものとは、以下のとおりです。

- (1) 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（ＢＬ部品）認定を受けている機器については、ＢＬ部品認定書、認定書付属書及び性能表示書の写し等を提出してください。
- (2) ＪＩＳの認証を取得している機器については、「ＪＩＳマーク表示制度認証書」の写し等を提出してください。
- (3) (1)及び(2)以外の場合は、ＪＩＳ４１１２に定められた性能項目を満たすことを示す書類として、各社の自社試験等による性能評価結果を31ページの書式により提出してください。また、集熱性能については、自社試験等の結果示す書類を別途添付してください。

\* 太陽熱利用システムにより発生した熱を給湯に利用する場合には、自然循環式かつ直接集熱方式のシステムは補助対象システムとなりません。自然循環式であっても、給湯用水を直接集熱器に循環しない場合には補助対象となります。

\* 対象システムの設置完了日は、以下に該当する日とします。

- ① 対象システムを設置する社会福祉施設等が新築の場合は、建物の検査済証の発行日を設置完了日とします。
- ② 対象システムを設置する社会福祉施設等が既築の場合は、対象システムの所有者がシステムの設置を完了したことを確認した日を設置完了日とします。

## 5 補助対象経費 (補助金交付要綱第5条参照)

補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、対象システムの設置に要する経費のうち、以下に掲げるものです。

費目	補助対象経費		備考
設備費	対象システムの設置に必要な機器本体(太陽集熱器、太陽蓄熱槽及び太陽熱温水器)の設置に必要な経費		土地の取得に必要な経費、賃借料(リース代)及び補助熱源機の設置に必要な経費は補助対象外*
	附属機器	対象システムの設置に必要な集熱配管、制御装置及びこれらに附帯する設備の購入、製造及び架台等の据付に必要な経費  【注記】運転データ等取得のため最低限必要な計測機器、データ記録及び集計のための機器については、「これらに附帯する設備」に含むものとする。	
工事費	対象システムの設置の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費		基礎工事については機器の基礎以外の工事に必要な経費は、補助対象外

※ 補助熱源機が貯湯槽と一体であり補助対象経費を特定できない場合は、補助熱源機の種類により、全体経費から次に示す一定額を控除します。

補助熱源機の種類		控除額
1	潜熱回収型でない給湯器をシステムに含むもの(3を除く。)	7万円/個
2	潜熱回収型給湯器をシステムに含むもの	10万円/個
3	ヒートポンプ式給湯器をシステムに含むもの	20万円/個

- \* 自社調達にかかる経費は、の原価のみが補助対象経費となり、利益相当額は含まれません。
- \* 設計費は補助対象外となります。
- \* 諸経費は設備費及び工事費に該当するものを除き、補助対象外となります。

## 6 補助金の額 (補助金交付要綱第6条参照)

補助金の交付額は、予算の範囲内において、補助対象経費（対象システムに対し、国及び区市町村（以下「国等」という。）が交付する補助金その他の給付金を受ける場合は、当該給付金を控除した額）の2分の1となります（百円未満の端数が生じた場合は切り捨て）。ただし、100,000円に、集熱器の面積（平方メートルを単位とし、小数点以下2位未満を四捨五入したものとする。）を乗じて得た額を限度とします。

- \* 国の補助事業（再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業、住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化推進事業等）及び区市町村の補助事業から補助金その他の給付金を受けている場合は、補助対象経費から控除して補助金申請額を算出してください。
- \* 補助対象となる社会福祉施設等が、その他の施設等と同一の建物内に併設され、太陽熱利用システムによる熱の供給を行っている部分を特定できない場合等は、補助金の額は定員による按分となります。

例： 定員27名のデイサービス施設が定員60名の特別養護老人ホームに併設されており、設置した太陽熱利用システムが建物全体に熱を供給している場合。

$$\text{補助金の額} = \text{補助対象経費} \times 1/2 \times 27人/87人$$

## 7 交付申請の受付期間、受付停止等 (補助金交付要綱第7条参照)

補助金交付要綱第8条の規定による補助金の交付申請にあつては平成26年4月1日から平成28年3月31日までの期間に行うものとします。

交付申請の受付は、先着順に行いますが、公社の予算の範囲を超えた日をもって、交付申請の受付を停止します。予算の範囲を超えた日に複数の交付申請を受け付けた場合は、当該日に受け付けた交付申請の中で抽選を行います。

## 8 補助金の交付申請 (補助金交付要綱第8条参照)

補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、様式第1号の集合住宅等太陽熱導入促進事業（事業用太陽熱利用システム）補助金交付申請書（兼設置完了報告書）に、13ページに掲げる書類を添付して理事長に提出する必要があります。

- \* 補助対象となる社会福祉施設等が、その他の施設等と同一の建物内に複数併設されている場合には、それぞれについて交付申請書を作成してください。但し、重複する添付書類はまとめて提出することができます。

\*当該補助事業への申請は、次の手順に従って行ってください。

- (1) 申請者は、以下のホームページにアクセスし、申請に必要な様式をダウンロードし、必要事項の入力を行います。

<http://www.tokyo-co2down.jp/shugo/>

- (2) 申請書に押印(実印)の上、その他の必要書類 (13ページ「9 交付申請書の提出時に必要な書類」参照)とともにファイルに綴じ、公社へ送付又は持参します。なお、ファイリング方法については、12ページを参照してください。

また、申請書で使用する印鑑は、原則としてすべて実印である必要があります。また、申請書に押印の際、申請書上部余白に捨印(実印)を押印してください。

(申請書の送付先)

〒163-8001

新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第二本庁舎16F

東京都地球温暖化防止活動推進センター

集合住宅等太陽熱補助金 担当

\* 封筒記入例

切 手	1 6 3 - 8 0 0 1 東京都地球温暖化防止活動推進センター 集合住宅等太陽熱補助金 担当	新宿区西新宿2-8-1 東京都第二本庁舎16F	〇〇市〇〇〇×丁目×番×号 申請者法人名・担当者名
--------	---	----------------------------	------------------------------

\* 申請書類のファイリング方法

- (1) 提出分1部、手元控え1部の2部を作成してください。
- (2) ファイルは1冊にして提出してください。書類が多い場合はファイルの厚みで調整してください。原則としてA4サイズの紙ファイルを使用してください。色は問いません。



## 9 交付申請書の提出時に必要な書類（補助金交付要綱第8条参照）

様式第1号の集合住宅等太陽熱導入促進事業（事業用太陽熱利用システム）補助金交付申請書（兼設置完了報告書）に以下の必要書類を添付してください。なお、各必要書類の注意事項については、本ページ(1)以降を参照してください。

必要書類		部数
1	法人の寄附行為又は定款の写し	1
2	印鑑証明書の原本（3箇月以内に発行されたもの）	1
3	太陽熱利用システムを設置した施設が社会福祉施設等であることを証明する書類（介護保険事業所指定通知書等の写し等）	1
4	第4条第3号に定めるシステム性能を証明する書類	1
5	対象システムの適正な管理をシステム所有者に行わせることを担保する当該所有者との文書（申請者と対象システムの所有者が異なる場合）	1
6	契約書及び領収書等別表2に定める補助対象経費の積算に係る根拠資料	1
7	対象システムの設置完了日を示す書類	1
8	対象システムを設置した施設の全景写真	1
9	全ての対象システムの設置状態を示す写真	1
10	事業の広報の実施を示す資料（パンフレットの写し等）	1

\* 提出書類は必ずコピーをとった上で提出し、控えを保管してください。補助金の審査手続き中に、公社からのお問い合わせの際に確認していただくことがあります。

\* 必要事項の確認のため、上記必要書類に加え、別途資料及び書類等の提出をお願いする場合があります。

\* 交付申請書の受付期間は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までです。ただし、予算の範囲を超えた日をもって、申請の受付を停止します。

### (1) 法人の寄附行為又は定款の写し

寄附行為又は定款の最終ページに、交付申請書の提出日の日付を記入し、内容を証明する旨の記載と法人代表者実印を押印のうえ、提出してください。

(例)

「この書類は、当社の定款の写しに相違ありません。

平成〇年〇月〇日 〇〇株式会社 代表取締役社長〇〇 〇〇 法人代表者実印」

### (2) 印鑑証明書の原本（3箇月以内に発行されたもの）

公社が交付申請書を受け付けた日（窓口への到着日）に、発行後3箇月以内のもので、かつ現住所のものがが必要です。また、コピーではなく原本を提出してください。

(3) 太陽熱利用システムを設置した施設が社会福祉施設等であることを証明する書類

以下の書類を提出してください。

- ① 児童福祉施設設置認可書の写し
- ② 指定障害福祉サービス事業者指定通知書の写し
- ③ 介護保険事業所指定通知書の写し
- ④ 有料老人ホーム設置届の控え
- ⑤ 診療所開設許可書の写し
- ⑥ 助産所開設許可書の写し
- ⑦ その他社会福祉施設等であることを示す行政機関による証明書等の写し

(4) 補助金交付要綱第4条第3号に規定するシステム性能を証明する書類

一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けたものであること又は日本工業規格に規定する太陽集熱器の基準（JISA4112）相当の性能を持つものであることを証明するために以下の書類を提出してください。

- ① 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品（BL部品）認定を受けている機器については、BL部品認定書、認定書付属書及び性能表示書の写し等を提出してください。
- ② JISの認証を取得している機器については、「JISマーク表示制度認証書」の写し等を提出してください。
- ③ ①及び②以外の場合は、JISA4112に定められた性能項目を満たすことを示す書類として、各社の自社試験等による性能評価結果を31ページの書式により提出してください。また、集熱性能については、自社試験等での結果示す書類を別途添付してください。

(5) 対象システムの適正な管理をシステム所有者に行わせることを担保する当該所有者との文書（申請者と対象システムの所有者が異なる場合）

申請者と対象システムの所有者が異なる場合には、当該対象システムの所有者に対して、システム所有者との文書による契約書、重要事項説明書及び受領書等により、本事業の目的及び本補助金の交付に伴う義務や条件について十分に説明をしてください。その際に使用したシステム所有者との契約書、重要事項説明書及び受領書等を提出してください。なお、重要事項説明書等に記載する本補助金の交付に伴う義務や条件の記載方法については、32ページから35ページを参照してください。

(6) 契約書及び領収書等別表2に定める補助対象経費の積算に係る根拠資料

- ① 見積書等補助対象経費の積算の根拠となる資料を提出してください。
- ② 申請者が資材を自社調達している場合は、仕入原価の分かる資料を提出してください。なお、利益相当分は補助の対象となりません。

- ③ 申請者が自ら施工する場合は、工賃の算出根拠となる資料を提出してください。
- ④ 国等が交付する補助金その他給付金を受ける場合は、当該補助金額の算定根拠を添付してください。

(7) 対象システムの設置完了日を示す書類

- ① 対象システムを設置する社会福祉施設等が新築の場合は、建物の検査済証の発行日を設置完了日とします。建物の検査済証の写しを提出してください。
- ② 対象システムを設置する社会福祉施設等が既築の場合は、対象システムの所有者がシステムの設置を完了したことを確認した日を設置完了日とします。所有者の受領書等の書類の写しを提出してください。(なお、受領書等がない場合は、30ページを参考に所有者が設置完了を証明する書類を提出してください。)

(8) 対象システムを設置した施設の全景写真

- ① 建物の正面（玄関のある側）から撮影し、原則として建物全体が写っているものをご用意ください。
- ② 全景写真では、対象システムが写ってなくても構いません。
- ③ 写真は、カラー写真またはカラー印刷したものを提出してください。また、申請者名を記入してください。

(9) 全ての対象システムの設置状態を示す写真

- ① 設置されたシステムの全景、集熱器及び蓄熱槽のアップ、集熱器及び蓄熱槽の型式・製造番号が確認できる写真をそれぞれ提出してください。また、集熱器の屋根又は壁への取付方法及び配管の処理方法が確認できる写真を提出してください。
- ② 設置を完了した日以降の写真を提出してください。また、本体カバー等の外装がすべて閉まっている写真を提出してください。
- ③ 写真は、カラー写真またはカラー印刷したものを提出してください。また、申請者名を記入してください。

(10) 事業の広報の実施を示す資料（パンフレットの写し等）

申請者、社会福祉施設等の運営者及び高齢者福祉施設の建物の所有者が作成する、補助対象となる太陽熱利用システムを導入していることが掲載されている当該社会福祉施設等のカタログ、パンフレット、ちらし、ホームページその他の広報媒体の原本、写し、又は印刷したものを提出してください。

## 10 補助金交付の条件（補助金交付要綱第9条参照）

補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件その他必要な条件が課されます。以下の条件をご理解いただき、承諾した場合のみ補助金の申請を行ってください。

- (1) 申請者は、理事長から要求を受けたときは、本事業の目的を達成するために必要な資料及び情報等を、理事長の指定する期日までに理事長に提出しなければならない。
- (2) 申請者は、理事長の指定する者が対象システムの稼働状況の調査等を行う場合は、当該調査等に協力しなければならない。
- (3) 申請者は、社会福祉施設等の運営者及び高齢者福祉施設等の建物の所有者と協力し、社会福祉施設等のパンフレット、ちらし、ホームページその他の広報媒体に、当該社会福祉施設等に太陽熱利用システムを導入していることを記載し、当該社会福祉施設等の利用者等に対し広報を行わなければならない。

\* 広報の例は以下のようなものがあります。内容・媒体について制約はありません。

- ・ 社会福祉施設等のパンフレット・ホームページに、「本施設ではお風呂のお湯を太陽の熱で温めています」と記載し、設置された太陽熱利用システムの写真を掲載する。
- ・ 社会福祉施設等の玄関・受付など、利用者及び施設の訪問者などの目に触れる箇所に、「本施設では居室の暖房に太陽の熱を利用しています」と記載し、設置された太陽熱利用システムを紹介するポスターを掲示する。

なお、申請者が同意した場合、公社・都が行う太陽熱利用の広報に、当該社会福祉施設等の情報を活用させていただくことがあります。

## 11 補助金の交付決定及び支払等（補助金交付要綱第10条、第11条参照）

理事長は、申請があったときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲において補助金の交付を決定し、かつ、交付すべき補助金の額を確定します。その後、申請者に対しその結果を通知するとともに、速やかに申請者に対して補助金の支払いを行います。

- \* 申請者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定の通知を受けた日の翌日から起算して1週間以内に、申請の撤回をすることができます。

## 12 管理及び報告（補助金交付要綱第12条参照）

補助金の支払を受けた申請者（以下「被交付者」という。）は、以下のとおり対象システムの管理を行ってください。

また、申請者又は被交付者の名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更が生じた場合は、公社へ届出を行ってください。

- (1) 被交付者は、対象システムについて、対象システムの設置の日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数が経過するまでの期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）において、当該対象システムの所有者に善良なる管理者の注意をもって管理させなければならない。この場合において、被交付者は、対象システムに故障等不具合が生じたときは、当該所有者に、速やかに修理させ、又は改善措置をとらせなければならない。
  - (2) 申請者又は被交付者は、法定耐用年数の期間に、申請者又は被交付者の氏名、住所等の変更が生じた場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、様式第2号の集合住宅等太陽熱導入促進事業（事業用太陽熱利用システム）被交付者等住所等変更届を理事長に提出しなければならない。
- \* 被交付者は交付申請時に自らが提出した対象システムの管理方法に従い、対象システムの稼働状況を把握し、自らの所有しないシステムについては対象システムの所有者に対して必要な措置を促す必要があります。

対象システムの所有者に対しては、文書による契約書、重要事項説明書及び受領書等により、本事業の目的及び本補助金の交付に伴う義務や条件について十分に説明をしてください。その際に使用した被交付者との契約書、重要事項説明書及び受領書等を提出してください。なお、重要事項説明書等に記載する本補助金の交付に伴う義務や条件の記載方法については、32ページから35ページを参照してください。

- \* 対象システムの法定耐用年数は15年です。

### 13 自らが所有する対象システムの処分の制限（補助金交付要綱第13条参照）

被交付者は、自らが所有する対象システムについて、以下のとおり処分の制限がありますので、ご注意ください。

- (1) 被交付者は、理事長の承認を受けずに、自らが所有する対象システムの処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、当該対象システムの法定耐用年数の満了日を経過した場合は、この限りでない。
- (2) 被交付者は、(1)の承認を受けようとするときは、あらかじめ、様式第3号の集合住宅等太陽熱導入促進事業（事業用太陽熱利用システム）処分承認申請書を、理事長に提出するものとする。
- (3) 理事長は、(1)の承認をしようとするときは、(2)の申請書を受けた後、速やかに申請をした者に通知するものとする。
- (4) 被交付者は、(1)の承認を受けて対象システムの処分をして収入がある場合は、当該処分をすることにより得た収入の金額が補助を受けた金額以上のときは当該補助を受

けた金額を、その収入が補助を受けた金額を下回るときは、当該収入の全額を理事長に納付しなければならない。

#### 14 自らが所有しない対象システムの処分の制限 (補助金交付要綱第14条参照)

被交付者は、自らが所有しない対象システムの処分が行われた場合に、以下のとおり補助金の返還が必要となります。

- (1) 被交付者は、自らが所有しない対象システムの処分が行われたときは、当該処分のあった日の属する年度の翌年度の4月末日までに、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める計算式により算出された納付額を理事長に返還しなければならない。ただし、当該対象システムの法定耐用年数の満了日を経過した場合又は天災地変その他のやむを得ない理由により行われた処分であると理事長が認定した場合は、この限りでない。

- ① 補助金の交付の目的に反する使用、譲渡、交換又は廃棄（以下①において「使用等」という。）

納付額＝使用等に係る対象システムの補助金額－（使用等に係る対象システムの補助金額／使用等に係る対象システムの法定耐用年数）×使用等に係る対象システムの設置の日から使用等の日までの年数

- ② 補助金の交付の目的に反する貸付（以下②において「貸付」という。）

納付額＝（貸付に係る対象システムの補助金額／貸付に係る対象システムの法定耐用年数）×貸付に係る対象システムの貸付の年数

- (2) 前項の法定耐用年数及び年数は、月数に換算して計算する。この場合において、当該月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

\* 被交付者自らが対象システムを所有しない場合は、対象システムを処分した場合の収入が不明であるため、(1)の①及び②に規定する計算式により納付額を算出します。

#### 15 交付決定の取消し (補助金交付要綱第15条参照)

被交付者は、次のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消される場合があります。

- (1) 被交付者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。  
(2) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反し、又は補助金交付要綱に基づく理事長の請求に応じなかったとき。

## 16 補助金の返還 (補助金交付要綱第16条参照)

被交付者は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合、交付を受けた補助金の返還をしなければならないので、ご注意ください。

- (1) 被交付者は、理事長が補助金の取消しをした場合は、理事長の請求に応じ、理事長が定める期日までに、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
- (2) 理事長は、被交付者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたこと、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反したこと、又は補助金交付要綱に基づく理事長の請求に応じなかったことによる補助金の取消しに基づく返還を請求する場合は、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合については、既納付額を控除した額）につき、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて請求するものとする。
- (3) 被交付者は、(2)の規定による加算金の納付の請求を受けたときは、これを理事長に納付しなければならない。
- (4) 補助金の支払い後、当該補助金の額が、補助金交付要綱第6条第1項に定める額を超えたことが判明した場合は、理事長は、期限を定めて、当該超過額の返還を請求するものとする。
- (5) 被交付者は、(4)の規定による超過額の返還の請求を受けたときは、これを理事長に納付しなければならない。
- (6) 理事長は、補助金の返還を請求した場合に、被交付者がこれを定められた納期日までに納付しなかったときは、被交付者に対して、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金の納付を併せて請求するものとする。
- (7) 被交付者は、(6)の規定による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを理事長に納付しなければならない。

## 17 個人情報の取り扱い (補助金交付要綱第17条参照)

理事長は、本事業の実施に関して知り得た申請者、被交付者、社会福祉施設等の運営者又は社会福祉施設等の建物の所有者の個人情報については、東京都が行う東京都集合住宅等太陽熱導入対策事業の目的を達成するために必要な範囲において、東京都に提供するほか、国等が行う再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策事業〔再生可能エネルギー熱事業者支援対策事業〕その他の助成金の交付事業に関わる目的にのみ使用します。

また、理事長は、補助金の交付額の算定に必要な範囲において、申請者が国等から交付される補助金その他給付金に係る情報を国等と協議の上、当該国等から収集することがあります。

上記及び法令に定められた場合を除き、理事長は、申請者、被交付者、社会福祉施設等

の運営者又は社会福祉施設等の建物の所有者の個人情報について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集することはありません。

### Ⅲ 記入例

(様式第1号)



補助事業番号 (公社使用)																				
------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

平成〇〇年△△月□□日

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

申請者 (代表事業者) 名 称 株式会社〇×〇  
代表者等 代表取締役  
〇〇 △△  
住 所 東京都□△区〇〇  
00 丁目 00 番 00 号



申請者 (共同事業者) 名 称 △△株式会社  
代表者等 代表取締役  
△△ □□  
住 所 東京都〇×市□□  
99 丁目 99 番地



コメントの追加 [t1]: 捨印を押印してください。

コメントの追加 [t2]: 補助事業番号は、交付決定通知書にてお知らせいたしますので、この欄の記入は不要です。

コメントの追加 [t3]: 添付資料の印鑑証明書と同じ印鑑を押印してください。

コメントの追加 [t4]: 添付資料の印鑑証明書と同じ印鑑を押印してください。

集合住宅等太陽熱導入促進事業 (事業用太陽熱利用システム)  
補助金交付申請書 (兼設置完了報告書)

公益財団法人東京都環境公社が定める「集合住宅等太陽熱導入促進事業補助金交付要綱 (事業用太陽熱利用システム)」第8条に基づき、以下のとおり申請します。

### 1 申請者

代表事業者 (事業実施担当者)	住所	〒000-0000 東京都〇△区〇〇〇〇丁目 00 番 00 号
	フリガナ	カブシキガイシャ マルハツマル
	申請者(法人名)	株式会社〇×〇
	フリガナ	タイヨウトリシマキヤ マルマル サンカクサンカク
	法人代表者(役職名・氏名)	代表取締役 〇〇 △△
	担当部署名	導入促進課
	フリガナ	タイヨウ アツシ
	担当者名	太陽 熱志
	電話番号	03-1234-5678
	FAX 番号	03-1234-7890
	E メールアドレス	a-taiyox@〇×〇.co.jp
	(該当する部分に☑)	
	<input type="checkbox"/> 建築主のうち、社会福祉施設等建物の販売を行うもの <input type="checkbox"/> 建築主のうち、社会福祉施設等建物を賃貸する事業を行うもの <input type="checkbox"/> 上記の建築主を除く建築主から注文を受けて社会福祉施設等建物を建設する事業を営む請負人 <input checked="" type="checkbox"/> 社会福祉施設等の運営者又は社会福祉施設等の建物の所有者から注文を受けて対象システムを設置したもの	

### 2 補助金交付申請額

事業費(税抜き)*			都と重複する 国等の補助金額 (D)	国等補助金額 控除後対象経費 (E) = (C-D)
事業に要する経費 (A)	補助対象外経費 (B)	補助対象経費 (C) = (A-B)		
3,500,000 円	300,000 円	3,200,000 円	500,000 円	2,700,000 円
補助率 (F)	(G) = (E×F)	補助金の上限額		補助金申請額 (J) = (G) ≤ (I) ※100 円未満切り捨て
		集熱器面積(H)	(I) = (H×100,000 円)	
1/2	1,350,000 円	12.54 m <sup>2</sup>	1,254,000 円	1,254,000 円

注) \*事業費は、「7 事業費」の合計金額(税抜き)を記載してください。

### 3 国等補助金の申請状況

国等への申請	<input checked="" type="checkbox"/> 申請済み <input type="checkbox"/> 申請予定 <input type="checkbox"/> 申請予定なし
事業名	〇×市再生可能エネルギー熱利用導入助成事業
補助金交付額	500,000 円

注) \*事業費は、「7 事業費」の合計金額(税抜き)を記載してください。

**コメントの追加 [t5]:** 事業に要する経費は、太陽熱に係る見積金額を記入してください。原則として、太陽熱単独で見積書、請求書、領収書が発行できるようにしてください。

**コメントの追加 [F6]:** 補助対象外の経費及び補助熱源機の控除額を記入してください。

**コメントの追加 [F7]:** 国及び各市町村等の補助金で重複する補助金を記入してください。

**コメントの追加 [t8]:** 補助金申請額は、上限を超えることができません。また、100 円未満は切り捨てとなりますので、ご注意ください。

#### 4 補助金振込先

金融機関名 (カタカナで記入)	クールネットギンコウ										
支店名 (カタカナで記入)	トチョウシテン										
銀行番号	9	8	7	6	支店コード	5	4	3	預金種類	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> 当座	
口座名義 (カタカナで記入)	カ) マルバツマル										
口座番号 (右詰)	1	2	3	4	5	6	7				

コメントの追加 [t9]: カタカナで記入してください。英字を変換する場合は、注意してください。

#### 5 太陽熱利用システムを設置する施設等の概要

施設概要	所在地	東京都〇△区△□1-2-3
	施設の名称	〇△□ホーム 〇〇園
	事業者番号	第1234567890号
	施設運営者名(法人名)	社会福祉法人 〇〇会
	法人代表者(役職名・氏名)	理事長 福士 太郎
	電話番号	03-999-9999
	建物構造・階数	鉄骨造2階建
	施設の種類	(該当する部分に <input checked="" type="checkbox"/> ) <input checked="" type="checkbox"/> 交付要綱別表1-1の( 9(1) )に該当する施設 ※ ( )内に別表1-1の該当番号を記載してください。 <input type="checkbox"/> 交付要綱別表1-2の( )に該当する施設 ※ ( )内に別表1-2の該当番号を記載してください。
	施設定員(*1)	15名
延床面積	950.00 m <sup>2</sup>	
施設所有者概要 (*2)	所在地	〒000-0000 東京都□△区〇×000丁目00番000号
	施設所有者名 (法人の場合は法人名)	株式会社〇×〇×
	法人代表者(役職名・氏名)	代表取締役 関 京子
	電話番号	03-0000-0000

コメントの追加 [t10]: 別表1-1の関連規定欄及び施設欄の番号を記入してください。

\*1 施設定員については、入所定員、利用定員又は通所定員を記入してください。なお、診療所の場合は、病床数を記入してください。

\*2 施設所有者概要については、施設運営者と異なる場合のみ記入してください。

## 6 太陽熱利用システムの概要

### (1) 太陽熱利用システムの種類と主要設備

太陽熱の利用用途		給湯		
設置完了日		平成〇〇年△△月〇〇日		
(該当する項目の□にチェックし、各該当箇所に記入)	<input checked="" type="checkbox"/> バターリビングの優良住宅部品 (BL部品) 認定書	メーカー名	□×△株式会社	
		システム導入台数	6 台	
		集熱器総面積の合計	24.6 m <sup>2</sup>	
		認定番号	BLS0999999	
		性能表示書の型式番号	HOT-BL999	
	<input type="checkbox"/> J I S マーク表示制度認証書 <input type="checkbox"/> その他 ( )	集熱器	種類[型式]	
			集熱器総面積の合計	m <sup>2</sup>
		蓄熱槽	種類[型式]	
			容量 (材質)	0 × 台 = m <sup>3</sup> (材質 : )
			保温材の材質・厚さ	
補助熱源	種類[型式]と能力			
	熱源			

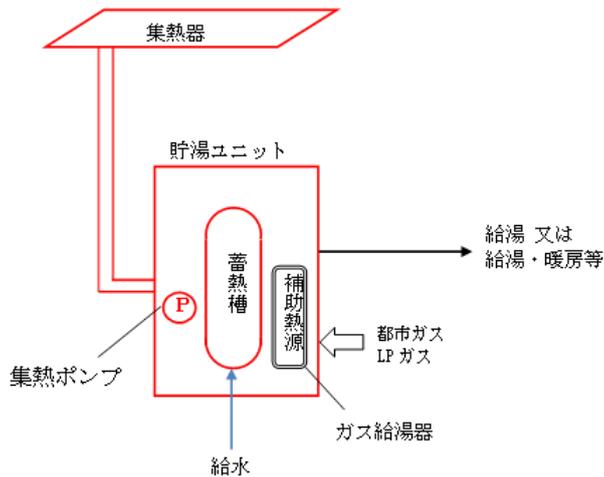
**コメントの追加 [t11]:** 利用用途は、  
①給湯  
②暖房  
③給湯+暖房 から選択してください。

**コメントの追加 [F12]:** B L 認定品の場合は、性能表示書に記載された集熱器面積を記入してください。

**コメントの追加 [F13]:** B L 型式を記入ください。

**コメントの追加 [F14]:** J I S の場合は、水平投影面積を記入してください。

太陽熱利用システム概略図 (補助対象設備を赤で記入)



※注意

**コメントの追加 [F15]:** 補助熱源は別表 2 の控除対象になります。

(2) 機器配置図

集熱器、集熱配管、蓄熱槽、補助熱源の配置（補助対象設備を赤で記入）  
（※集中設置方式の場合は、配管ルート図についても記入してください。）

建物側面図・左  
（補助対象となる太陽熱  
利用システムは赤で表示）

建物側面図・右  
（補助対象となる太陽熱  
利用システムは赤で表示）

建物正面図  
（補助対象となる太陽熱利用システムは赤で表示）

建物背面図  
（補助対象となる太陽熱利用システムは赤で表示）

屋上機器配置図  
（補助対象となる太陽熱利用システムは赤で表示）

集熱器・機器配置図（屋上）

コメントの追加 [t16]: 1 ページに掲載しきれない場合は、用紙を追加してください。

**配管ルート図（集中設置方式の場合）**

配管図  
（補助対象となる太陽熱利用システムは赤で表示）

**膨張タンク廻り配管図**

配管図  
（補助対象となる太陽熱利用システムは赤で表示）

**集熱器廻り配管図**

屋上の機器配置及び集熱器、蓄熱槽の配管系統等詳細に記入してください。  
（補助対象となる太陽熱利用システムは赤で表示）

**配管ルート図**

配管図（補助対象となる太陽熱利用システムは赤で表示）

**パイプシャフト内の配管図**

7 事業費

(単位：円)

費目	経費の内容		事業費				
	項目	内訳	事業に要する経費(A)	補助対象外経費(B)	補助対象経費(C)=(A-B)	都と重複する国等の補助金額(D)	国等補助金額控除後対象経費(E)=(C-D)
設備費	集熱ユニット	HOT-123 6式	500,000		500,000	100,000	500,000
	貯湯ユニット	CTU-000 3台	800,000	300,000	500,000	100,000	500,000
	(補助熱源機含む)	XXX-001 2台					
	配管化粧材	KP-1111 9式	100,000		100,000		100,000
	温調ユニット	ABC-111 1台	100,000		100,000		100,000
	(小計)		1,500,000	300,000	1,200,000	200,000	1,000,000
工事費	集熱器取付工事	1式	400,000		400,000	100,000	300,000
	機器取付工事	1式	300,000		300,000		300,000
	配管工事	1式	1,000,000		1,000,000	100,000	900,000
	電気工事	1式	300,000		300,000	100,000	200,000
	(小計)		2,000,000	0	2,000,000	300,000	1,700,000
その他経費							
	(小計)		0	0	0	0	0
各経費合計			3,500,000	300,000	3,200,000	500,000	2,700,000
消費税			280,000	24,000	256,000	40,000	216,000
総計			3,780,000	324,000	3,456,000	540,000	2,916,000

コメントの追加 [t17]:

- ・設計費、基礎工事、諸経費については、補助対象外となります。
- ・設備費、工事費については、太陽熱工事の実費として支払われた費用についてのみ、補助対象とします。
- ・工事費等において、比率計算された費用は補助対象外となります。
- ・試運転調整費等の費用項目については、人工計算等、実費であると確認できるものを補助対象とします。

コメントの追加 [t18]: 2 補助金交付申請額と金額が整

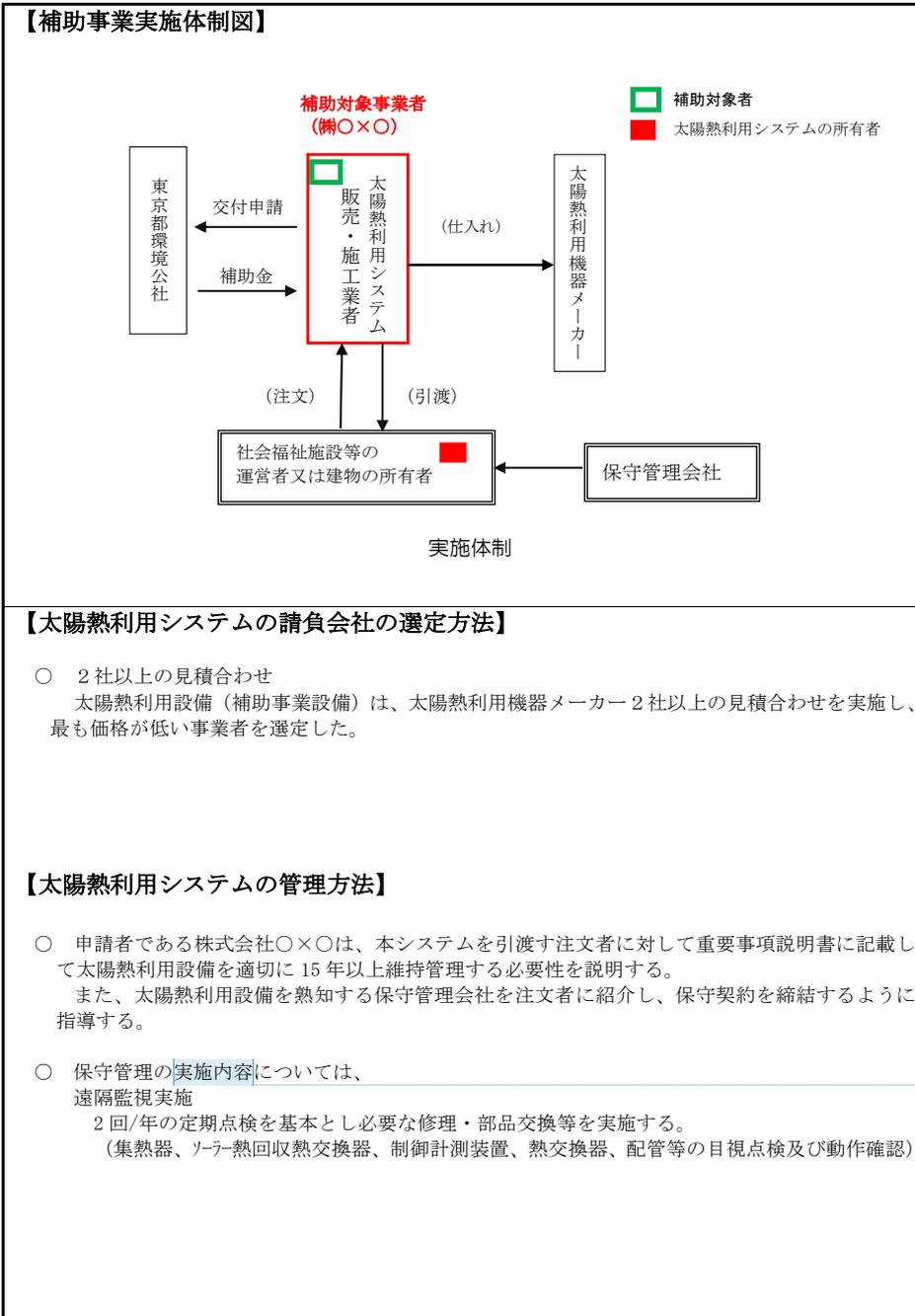
合できるように、詳細に記入してください。

注1) 金額の算定根拠(契約書、領収書等)を添付してください。

注2) 自社でシステムの設置工事を実施し、又は部材等を調達する場合は、その算定根拠を添付してください。なお、自社調達にかかる経費は原価を補助対象とし、利益相当額を排除してください。

注3) 国等の補助金額の算定根拠を添付してください。

## 8 補助事業実施体制と補助対象システムの管理方法



## 9 同意事項

コメントの追加 [t20]: 同意事項にチェックを入れてください。

交付要綱第9条第2号 理事長の指定する者が対象システムの稼働状況の調査を行うときは当該調査等に協力すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 了承します。
交付要綱第9条第3号 社会福祉施設等の運営者及び社会福祉施設等の建物の所有者と協力し、パンフレット、ちらし、ホームページその他の広報媒体を利用して太陽熱利用についての広報を行うこと。	<input checked="" type="checkbox"/> 了承します。
(任意項目 ※当項目は審査対象ではありません。) 都及び公社の行う太陽熱利用についての広報に活用するため、社会福祉施設等の情報について都及び公社のホームページ・パンフレット等に掲載すること。	<input checked="" type="checkbox"/> 同意します。 <input type="checkbox"/> 同意しません。

### (添付資料)

- 1 法人の寄付行為又は定款の写し
- 2 印鑑証明書の原本（3箇月以内に発行されたもの）
- 3 太陽熱利用システムを設置した施設が社会福祉施設等であることを証明する書類
- 4 交付要綱第4条第3号に規定するシステム性能を証明する書類
- 5 対象システムの適正な管理をシステム所有者に行わせることを担保する当該所有者との文書（申請者と対象システムの所有者が異なる場合）
- 6 契約書及び領収書等別表2に定める補助対象経費の積算に係る根拠資料
- 7 対象システムの設置完了日を示す書類（新築の場合は建物の検査済証の写し、既築の場合は対象システムの所有者による設置完了確認書等）
- 8 対象システムを設置した施設の全景写真
- 9 全ての対象システムの設置状態を示す写真
- 10 事業の広報の実施を示す資料（パンフレットの写し等）

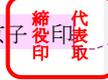
## 所有者が対象システムの設置完了を証明する書類（記入例）

平成〇〇年△△月□□日

公益財団法人 東京都環境公社 理事長殿

株式会社〇×〇×

代表取締役 関 京子



コメント [t1]: 所有者の押印が必要です。

### 事業用太陽熱利用システムの設置完了について

コメント [t2]: 所有者の受領書等がない場合に作成してください。

「集合住宅等太陽熱導入促進事業（事業用太陽熱利用システム）」における補助金の交付を受ける予定としている事業用太陽熱利用システムについて、下記のとおり設置を完了したことを証明します。

### 記

設置施設	〇△□ホーム 〇〇園
設置場所住所	東京都〇△区△□1-2-3
機器メーカー名	□×△株式会社
システム導入台数	3台
システム機器型式番号	HOT-999
設置・施工事業者	株式会社〇×〇
設置完了日	平成〇〇年△△月□□日

コメント [t3]: システムの設置は、平成26年4月1日から平成28年3月31日までに完了している必要があります。

## 集合住宅用太陽熱利用システムの性能評価結果（太陽集熱器 JISA4112）（記入例）

太陽熱利用システム JIS基準による性能評価		JIS規格	JISA4112-2011	太陽集熱器
製造事業者	システム品名	集熱方式	集熱器型式	集熱面積
××工業	○○高効率集熱器	液体式	XYZ-999	15㎡

番号	性能項目	性能	試験方法	試験結果	判定 ○×による判定
1	集熱性能試験	集熱器は、日射量が20,930KJ/(㎡・日)、 $\angle\theta$ が10Kの時、8,372KJ/(㎡・日)以上 第三者による立会試験結果等 性能評価結果	JISA4112 10. 1による	14,400KJ/(㎡・日) (68. 8%)	○
2	集熱器の時定数	Tcが15分以下	10. 2による	13分	○
3	耐圧試験	集熱媒体、作動媒体のいずれも漏れがあつてはならない。	10. 3による	○	○
4	耐凍結性試験	漏れがあつてはならない。 (冷媒、不凍液だけで凍結防止をする構造のもので、その旨表示した集熱器を除く。)	10. 4による	該当せず (不凍液仕様)	-
5	耐空焚き試験	破損、著しい変形のいずれもあつてはならない。	10. 5による	○	○
6	耐沸騰試験	水漏れ、著しい変形のいずれもあつてはならない。	10. 6による	○	○
7	耐熱衝撃通水試験	水漏れ、著しい変形のいずれもあつてはならない。	10. 7による	○	○
8	耐熱衝撃散水試験	著しい変形、著しい浸水のいずれもあつてはならない。	10. 8による	○	○
9	浸出性能試験	厚生労働省で定める浸出基準による。 (集熱媒体を直接飲用としないものは除く。)	10. 9による	該当せず飲用なし	-
10	本体強度試験	1)破損、著しい変形のいずれもあつてはならない。 2)透過体がプラスチックの場合は、集熱体に密着してはならない。	10. 10による	試験結果参照	○
11	取付部強度試験	破損、著しい変形、取付部の離脱のいずれもあつてはならない。	10. 11による	○	○
12	剛性試験	試験後に破損、著しい変形があつてはならない。	10. 12による	○	○
13	透過体の耐衝撃試験	ひび、割れのいずれもあつてはならない。 (透過体の無いものは除く。)	10. 13による	○	○
14	付着性試験	塗膜の剥がれがあつてはならない。 (塗膜のあるものに限る。)	10. 14による	○	○
15	塩水噴霧試験	割れ、膨れ、剥がれ、サビのいずれもあつてはならない。	10. 15による	○	○
16	耐熱性試験	吸収率 $\alpha$ の保持率が90%以上	10. 16による	試験結果参照	○
17	耐候性試験	吸収率 $\alpha$ の保持率が90%以上	10. 17による	試験結果参照	○
18	外装用プラスチック耐久試験	<b>ガラス繊維強化ポリエステル</b> 暴露試験後の引張強さが19.6MPa以上 <b>ポリエチレン、ポリプロピレン</b> 暴露試験後の引張強さが14.7MPa以上及び保持率60%以上	10. 18による	該当しない	-
19	透過体耐久試験	初期値の75%以上 (表面処理のないガラスを除く。)	10. 19による	試験結果参照	○
20	反射体耐久試験	初期値の70%以上	10. 20による	該当しない	-

- ・性能の評価についてはJISA4112 8性能 表8-集熱器の性能による。
- ・この表は エコポイント様式C2-1で代用する事が出来ます。
- ・該当しない部分は『-』を記入。

## 重要事項説明書等への記載内容

### 別表3（5）

被交付者と対象システムの所有者が異なる場合に、法定耐用年数の満了日までの間、対象システムの適正な管理をシステム所有者に行わせることを担保する当該所有者との文書

#### 記載例

1. 被交付者が社会福祉施設等の建物を販売する場合（売買契約書、重要事項説明書に記載する内容）

本物件は、「東京都集合住宅等太陽熱導入促進事業（事業用太陽熱利用システム）」における補助金交付（補助金交団体：公益財団法人東京都環境公社）を受ける予定としており、「集合住宅等太陽熱導入促進事業補助金交付要綱（事業用太陽熱利用システム）」に基づき、〇〇〇〇〇(※)については次のとおり取り扱われます。

① 建物竣工後、売主から買主に物件を販売するに伴い、〇〇〇〇〇(※)は買主の責任により管理していただきます。

② 〇〇〇〇〇(※)は本物件引渡し開始日より使用いただけます。また、本物件引渡し開始日より、管理規約及び使用細則等に基づき、設置の日から起算して15年が経過する日まで、買主に善良なる管理者の注意をもって維持管理を実施していただきます。

また、〇〇〇〇〇(※)に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善措置をとっていただきます。

③ 本物件引渡し日以降、公益財団法人東京都環境公社理事長の指定する者が、本物件内に立ち入る場合があります。

※〇〇〇〇〇は補助対象設備を特定する名称等です。

（例）××製太陽熱給湯システム、商品名、等

被交付者は、法定耐用年数の期間(15年間)において対象システムの設置状況の確認をしていただく必要があります。そのため、下記の内容についても必要に応じて記載してください。

\* 設置の日から起算して15年が経過する日までに、〇〇〇〇〇(※)の処分が行なわれたときは、買主から売主に対して速やかに処分した旨を報告していただきます。

\* 売主は、東京都が行う東京都集合住宅等太陽熱導入促進事業（事業用太陽熱利用システム）の目的を達成するため必要な範囲で買主の個人情報公益財団法人東京都環境公社へ提供できます。

## 2. 社会福祉施設等の建物を賃貸する場合

社会福祉施設等の建物を賃貸する場合で、建物所有者が被交付者と異なるときは、1によらず、建物所有者から被交付者宛に以下の内容についての「差入書」等の提出によることも可能です。被交付者は、公社に写しを提出してください。

本物件は、「東京都集合住宅等太陽熱導入促進事業（事業用太陽熱利用システム）」における補助金交付（補助金交付団体：公益財団法人東京都環境公社）を受ける予定としており、「集合住宅等太陽熱導入促進事業補助金交付要綱（事業用太陽熱利用システム）」に基づき、〇〇〇〇〇(※)については次のとおり取り扱いいたします。

- ① 建物竣工後、施設運営者に建物を賃貸するに伴い、〇〇〇〇〇(※)は施設運営者が責任を持って管理するよう指導いたします。
- ② 〇〇〇〇〇(※)は本物件引渡し開始日より使用することとし、本物件引渡し開始日より設置の日から起算して15年が経過する日まで、善良なる管理者の注意を持って維持管理を実施いたします。また、〇〇〇〇〇(※)に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善措置をとることといたします。
- ③ 本物件引渡し日以降、公益財団法人東京都環境公社理事長の指定する者が、本物件内に立ち入る場合があることをあらかじめ了承いたします。

※〇〇〇〇〇は補助対象設備を特定する名称等です。

(例) ××製太陽熱給湯システム、商品名、等

被交付者は、法定耐用年数の期間(15年間)において対象システムの設置状況の確認をしていただく必要があります。そのため、下記の内容についても必要に応じて記載してください。

\* 設置の日から起算して15年が経過する日までに、〇〇〇〇〇(※)の処分が行われたときは、当社から被交付者に対して速やかに処分した旨を報告いたします。

\* 維持管理を確実にするために、被交付者が当社に対して太陽熱利用設備を熟知した保守管理会社を紹介し、保守契約を締結するように指導することを了承いたします。

3. 被交付者が建築主から注文を受けて社会福祉施設等の建物を建築する請負人である場合

本物件は、「東京都集合住宅等太陽熱導入促進事業（事業用太陽熱利用システム）」における補助金交付（補助金交団体：公益財団法人東京都環境公社）を受ける予定としており、「集合住宅等太陽熱導入促進事業補助金交付要綱（事業用太陽熱利用システム）」に基づき、〇〇〇〇〇(※)については次のとおり取り扱われます。

① 建物竣工後、請負人から建築主に物件を引き渡すのに伴い、〇〇〇〇〇(※)は建築主の責任により管理していただきます。

② 〇〇〇〇〇(※)は本物件引渡し開始日より使用いただけます。また、本物件引渡し開始日より、設置の日から起算して15年が経過する日まで、建築主に善良なる管理者の注意をもって維持管理を実施していただきます。

また、〇〇〇〇〇(※)に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善措置をとっていただきます。

③ 本物件引渡し日以降、公益財団法人東京都環境公社理事長の指定する者が、本物件内に立ち入る場合があります。

※〇〇〇〇〇は補助対象設備を特定する名称等です。

(例) ××製太陽熱給湯システム、商品名、等

被交付者は、法定耐用年数の期間(15年間)において対象システムの設置状況の確認をしていただく必要があります。そのため、下記の内容についても必要に応じて記載してください。

\* 設置の日から起算して15年が経過する日までに、〇〇〇〇〇(※)の処分が行なわれたときは、注文者から請負人に対して速やかに処分した旨を報告していただきます。

\* 維持管理を確実にするために、請負人が建築主に対して太陽熱利用設備を熟知した保守管理会社を紹介し、保守契約を締結するように指導することを了承いたします。

\* 請負人は、東京都が行う東京都集合住宅等太陽熱導入促進事業(事業用太陽熱利用システム)の目的を達成するため必要な範囲で建築主の個人情報公益財団法人東京都環境公社へ提供できます。

#### 4. 被交付者が社会福祉施設等の運営者又は社会福祉施設等の建物の所有者から注文を受けて補助対象システムを設置する場合

本システムは、「東京都集合住宅等太陽熱導入促進事業（事業用太陽熱利用システム）」における補助金交付（補助金交団体：公益財団法人東京都環境公社）を受ける予定としており、「集合住宅等太陽熱導入促進事業補助金交付要綱（事業用太陽熱利用システム）」に基づき、本システムについては次のとおり取り扱われます。

① 本システム設置完了後、請負人から注文者に本システムを引き渡すのに伴い、本システムは注文者の責任により管理していただきます。

② 本システムは引き渡し開始日より使用いただけます。また、本物件引渡し開始日より、設置の日から起算して15年が経過する日まで、注文者に善良なる管理者の注意をもって維持管理を実施していただきます。

また、本システムに故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善措置をとっていただきます。

③ 本システム引渡し日以降、公益財団法人東京都環境公社理事長の指定する者が、本物件内に立ち入る場合があります。

被交付者は、法定耐用年数の期間(15年間)において対象システムの設置状況の確認をしていただく必要があります。そのため、下記の内容についても必要に応じて記載してください。

\* 設置の日から起算して15年が経過する日までに、本システムの処分が行なわれたときは、注文主から請負人に対して速やかに処分した旨を報告していただきます。

\* 維持管理を確実にするために、請負人から注文者に対して太陽熱利用設備を熟知した保守管理会社を紹介し保守契約を締結するように指導することを了承いたします。

\* 請負人は、東京都が行う東京都集合住宅等太陽熱導入促進事業(事業用太陽熱利用システム)の目的を達成するため必要な範囲で注文者の個人情報を公益財団法人東京都環境公社へ提供できます。

集合住宅等太陽熱導入促進事業（事業用太陽熱利用システム）  
手順の手引き

■発行・編集 平成26年10月  
公益財団法人東京都環境公社  
東京都地球温暖化防止活動推進センター  
（愛称：クール・ネット東京）  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1  
電話 03（5388）3466